

議案第40号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例（案）

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。 。
----------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。

川崎市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (第1条～第2条 略) (種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>学校給食運営基金</td><td>学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	基金の種類	設置の目的	略		学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。	<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (第1条～第2条 略) (種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	基金の種類	設置の目的	略		(新設)	
基金の種類	設置の目的												
略													
学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。												
基金の種類	設置の目的												
略													
(新設)													